

令和6年度1月補正予算の概要

議会提出予定日：1月20日(月)

1 補正予算のポイント

- 国の物価高騰対策に対応して、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている生活者や、医療・介護施設、農畜水産業、中小企業等の事業者に対する支援を実施する。
- 1月補正予算は、令和7年度当初予算と一体的に予算調製を行う。

2 補正予算の規模

(単位：千円、%)

	補正前 A	今回補正額	補正後 B	伸び率 B/A
一般会計	834,323,312	3,107,290	837,430,602	100.4%
特別会計	318,613,382	-	318,613,382	
企業会計	61,004,980	-	61,004,980	
合計	1,213,941,674	3,107,290	1,217,048,964	100.3%

※それぞれの金額を四捨五入しているため、各表の合計等が合わない場合があります。

(参考1)同時期の一般会計予算額の推移

(単位：百万円)

年度	R6	R5	R4	R3
1月補正額	29,233	25,489	22,194	25,062
補正後累計	837,431	868,403	875,090	912,846

※R6年度は12月補正(その2)及び1月補正の合計、R5年度は12月補正(その4)、R3年度及びR4年度は1月補正の額としています。

3 一般会計における歳入の概要

- 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する。

(歳入の内訳)

(単位：千円)

項目	補正前	補正額	補正後
国庫支出金	93,568,805	3,107,290	96,676,095
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	-	3,107,290	3,107,290

4 一般会計における歳出の概要

【生活者等への支援】

① LP ガス料金の高騰に対する支援（雇用経済部） 7億4,243万3千円

LPガス料金の高騰によって、生活等に影響が生じている一般消費者及び事業者等に対して、販売事業者を通じて高騰分の一部を支援する。

- ・支援対象：一般消費者・事業者等（50万世帯・者）
- ・支援方法：減額助成事業を行う販売事業者への補助
- ・支援額：1契約につき1,200円
- ・対象期間：令和7年1月～令和7年3月相当

② 私立学校等の物価高騰への支援（環境生活部、子ども・福祉部、医療保健部）

1,817万6千円

物価高騰による保護者の経済的な負担軽減及び教育活動の継続を図るため、私立学校等における給食費や電気・ガス・ガソリンの価格上昇分を学校等の設置者に対して補助する。

	給食費	電気料金	ガス料金	ガソリン料金
私立学校 (53施設)	107万2千円	454万8千円	249万1千円	88万5千円
私立幼稚園等 (41施設)	535万9千円	103万5千円	11万3千円	71万2千円
認可外保育施設 (183施設)	75万4千円	38万6千円	8万円	1万3千円
看護師等養成所 (12施設)	—	46万2千円	26万6千円	—

・補助限度額：補助単価^(※) × 1か月あたり平均利用者数又は平均使用量 × 3か月

・対象期間：令和7年1月～令和7年3月相当

(※) 補助単価は、過去3年の料金の平均と足元の料金との差や令和5年度における単価などを参考に、それぞれの支援内容別に設定。

③ 県立学校における給食の食材費高騰への支援（教育委員会） 295万3千円

物価高騰の影響を受ける中、給食を提供している県立学校における給食費の一部（食材価格高騰分）を公費負担とすることで、保護者等の経済的な負担軽減を図る。

- ・対象施設：特別支援学校（寄宿舍を含む）、定時制高校
- ・給食費の補助額：補助単価 × 給食回数 × 補助対象人数
- ・対象期間：令和7年1月～令和7年3月相当

【医療・介護事業者等への支援】

- ④医療機関等の物価高騰への支援(医療保健部、子ども・福祉部) 9億4,035万9千円
 食材費やエネルギー価格が高騰する中、国等の公定価格により負担限度額が定められているなどの理由から、利用料金へ価格転嫁ができない医療機関等に対して、食材費や電気料金等の高騰分の一部を支援する。

	食材費	電気料金	ガス料金	ガソリン料金
医療機関等 (2,747施設)	4,364万7千円	2億1,364万6千円		154万円
薬局 (866施設)	—	2,851万4千円		120万4千円
高齢者施設 (3,644施設)	3億1,071万9千円	8,599万9千円	1,770万1千円	2,551万6千円
社会福祉施設等 (2,752施設)	7,568万3千円	3,923万円	840万4千円	1,221万円
歯科技工所 (271施設)	—	279万2千円		—

・対象施設:

医療機関等 : 病院、診療所、助産所、施術所(柔道整復、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう)

薬局 : 保険薬局

高齢者施設 : 介護老人福祉施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等

社会福祉施設等: 障害者支援施設等、児童入所施設等、救護施設

・補助限度額: 補助単価×1か月あたり平均利用者数又は平均使用量×3か月

・対象期間: 令和7年1月～令和7年3月相当

【中小企業等への支援】

⑤中小企業等の工業用LPガスの高騰への支援(雇用経済部) 3,696万円

工業用LPガス料金の高騰の影響を受けている中小企業等の負担を緩和するため、LPガスの使用量に応じた額を支援する。

- ・対象事業者:工業用LPガスを使用する中小企業・小規模企業
- ・支援額 :工業用LPガス使用分に対して4円/kgの支援
- ・対象期間 :令和7年1月~令和7年3月相当

⑥中小企業等の特別高圧電力料金の高騰への支援(雇用経済部) 2,442万円

電力料金の高騰の影響を受けている中小企業等の負担を緩和するため、特別高圧電力の使用量に応じた額を支援する。

- ・対象事業者:①特別高圧を受電する中小企業・小規模企業
②特別高圧を受電する商業施設等に入居する中小企業・小規模企業
- ・支援額 :電力使用分に対して1円/kWhの支援
- ・対象期間 :令和7年1月~令和7年3月相当

⑦伝統産業における物価高騰への支援(雇用経済部) 500万円

国や県が指定する伝統工芸品の製造事業者等のうち、代替原材料の調査・研究や商品化試作にかかる取組を支援する。

- ・対象者 :国指定伝統的工芸品の指定組合等及び製造事業者、
県指定伝統工芸品の指定事業者
- ・補助対象経費:代替原材料の調査・研究や商品化試作にかかる経費
- ・補助上限額 :100万円
- ・補助率 :1/2

【運輸・交通事業者への支援】

⑧貨物自動車運送事業者の燃料費高騰への支援（地域連携・交通部）2億9,987万1千円
燃料価格が高騰する中、価格転嫁が十分に進んでいない県内の貨物自動車運送事業者の事業の維持を図るため、燃料費高騰分の一部を支援する。

・対象者：県内で貨物自動車運送事業を営む事業者

・支援額：基準単価×台数

※基準単価・・・燃料価格差×月1台当たりの燃料使用量×3カ月×補助率1/2

普通車（軽油）・特種車（軽油） 14,000円

小型車（軽油）・軽自動車（ガソリン） 3,000円

⑨交通事業者への燃料費高騰分、運行経費などの支援（地域連携・交通部）

3億808万9千円

エネルギー価格高騰に直面している交通事業者に対し、燃料費の高騰分や一定期間の運行費用の一部を支援することにより、地域公共交通の安定的な運行体制の確保を図る。

（i）燃料費高騰に対する支援

・支援対象：鉄道・バス・航路・タクシー事業者

・支援額：2,667万5千円

・対象期間：令和7年1月～令和7年3月

※鉄道・バス・航路事業者は、対象期間における動力使用量に係る燃料費高騰分の1/2を補助

※タクシー事業者は、運行継続支援金（定額）として交付

（ii）安定的な運行に向けた支援

・支援対象：鉄道・バス・航路事業者

・支援額：1億4,955万2千円

・支援内容：運行経費の一部を補助

※運輸費や運転（運航）費、車両等保存費などの運行経費に対して、輸送人員等の減少率を乗じた額の1/2を補助

（iii）デジタル化・システム化・グリーン化に要する費用への支援

・支援対象：鉄道・バス・航路・タクシー事業者

・支援額：1億2,259万円

・支援内容：デジタル化・システム化・グリーン化に要する費用の1/4を補助

（iv）利用促進のための取組に要する費用への支援

・支援対象：鉄道・バス・航路・タクシー事業者

・支援額：927万2千円

・支援内容：割引・ポイント上乗せなど、利用促進のための経費の1/2を補助

【農畜水産業者等への支援】

⑩畜産農家の飼料価格高騰への支援（農林水産部） 3億6,280万9千円

全国的に長期化する飼料価格の高騰により経営環境が厳しくなっている県内畜産農家を引き続き支援するため、配合飼料や粗飼料の購入費の一部助成を令和6年末まで延長する。

（i）配合飼料高騰対策

- ・補助対象：足元の平均輸入価格－直近5年間の平均輸入価格－国補てん額
- ・補助率：1/2以内

（ii）粗飼料高騰対策

- ・補助対象：足元の平均輸入価格－直近5年間の平均輸入価格
- ・補助率：1/2以内

⑪魚類養殖業者の配合飼料価格高騰への支援（農林水産部） 3億6,622万円

全国的な配合飼料価格の高騰により、経営が逼迫している県内魚類養殖業者を引き続き支援するため、漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料）にかかる負担金の一部助成を令和6年末まで延長する。

- ・支援対象：令和6年度漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料）の加入者
- ・支援内容：魚類養殖業者が負担した積立金の取崩額（補てん金）の1/2相当額を助成

⑫農業者の経営改善等支援（農林水産部） 債務負担行為の設定

燃料及び資材価格の高騰により影響を受けている農業者の経営改善を支援するとともに、省エネ・省力化・高収益化などの反転攻勢の取組を促進するため、農業経営近代化資金の長期かつ低利な融資枠を拡大し、利用する際に負担する信用保証料等を軽減する。

（内容）

- ・対象者：農業者（畜産業者含む）
- ・資金使途：設備資金、長期運転資金 等
- ・融資総額：10億円（令和7年度資材価格等高騰対策枠の設定）

⑬漁業者の経営改善等の支援（農林水産部） 債務負担行為の設定

燃料及び資材価格の高騰により影響を受けている漁業者の経営改善を支援するとともに、省エネ・省力化・高収益化などの反転攻勢の取組を促進するため、漁業近代化資金の長期かつ低利な融資枠を拡大し、利用する際に負担する信用保証料等を軽減する。

（内容）

- ・対象者：漁業者
- ・資金使途：設備資金、種苗購入資金 等
- ・融資総額：1億円（令和7年度資材価格等高騰対策枠の設定）